

福岡県公報

平成二十三年九月十四日
第三千三百五号
増刊 ①

目次

再掲

再掲

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)……………一

福岡県告示式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年九月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の二の表中

総合政策課	世界遺産登録推進室	を
総合政策課	世界遺産登録推進室 エネルギー政策室	に

改める。

第二十条の四第十七号及び第十八号中「企画・地域振興部総合政策課世界遺産登録推

進室」の下に「及びエネルギー政策室」を加える。

第二十条の四の二の次に次の一条を加える。

(総合政策課エネルギー政策室の所掌事務)

第二十条の四の三 第七条の二に規定する企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 エネルギー施策の総合企画、調査及び調整に関すること。
- 二 再生可能エネルギーの導入促進に関する事務のうち、他課に属しないこと。
- 三 庶務に関するもののうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕〒819-0373 福岡市西区周船寺3丁目28番1号 正光印刷株式会社 (電話 092-806-5708)